

プロポーザル方式（公募型）に係る手続開始の公示

次のとおり提案書の提出を招請します。

令和6年1月22日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
理事長 岩中 督

記

1 業務概要

(1) 件名及び数量

診療材料等調達・物品管理業務委託 一式

(2) 履行場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

ただし、埼玉県立精神医療センターについては、診療材料等の一括調達及びそれに付随して仕様書で定める業務のみとする。

(3) 内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

ただし、契約締結日から令和6年9月30日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、その期間に発生した費用は受託者の負担とする。

(5) 事業者選定方法

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が設置するSPDプロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）が提案書類及びヒアリングによる審査を行い、選定委員全員の評価を基に総合的な合議により交渉権者を選定する。

(6) 委託料の上限

金 714,059,280 円（消費税及び地方消費税を含む）

上記は本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 参加資格要件

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当する者

イ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第21条において準用す

- る同規程第3条第3項の規定により、随意契約に参加させないこととされた者
- (2) 令和5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」及び「催物、映画、広告、その他の業務」の物品等の種類「その他の業務」、営業品目（小分類）「施設における中央材料室業務」に登録があり、かつ、それぞれA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 公示日以後に、埼玉県又は法人から入札参加停止措置を受けている期間がないこと。
 - (4) 公示日以後に、埼玉県又は法人から入札参加除外の措置を受けている期間がないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - (7) 令和2年4月1日以降に一般500床以上の病院施設において、診療材料等の調達・物品管理業務を受託し1年以上の業務履行実績を有すること（再委託先として受託している場合の実績は含めないものとする）。

3 提案書等の提出場所等

(1) 窓口・問合せ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部 医事・契約・訟務担当 宗方

電話 048-748-3242（直通）

ファクシミリ 048-748-3250

電子メール a5970-06@saitama-pho.jp

(2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア 電子的媒体の交付

法人の本案件に関するホームページからダウンロードすること。

イ 紙媒体の交付

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

(3) 提案書の受付期間

令和6年2月19日（月）から令和6年3月1日（金）午後5時まで（必着）

(4) ヒアリング予定日

令和6年3月15日（金）午後

4 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構プロポーザル方式実施要綱第8条に規定する一次選定は行わない。

(3) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を令和6年1月22日（月）から令和6年2月6日（火）午後5時までに上記3(1)の提出場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至った場合に契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、第二交渉権者を内定者に繰り上げる。

(5) 翌年度において予算の削減又は減額があった場合、当該契約の締結を見合わせる場合がある。

(6) その他詳細は、仕様書及び説明書による。